

(非公式訳)  
投資委員会布告  
第 4/2554 号

件名：洪水による影響を受けた奨励事業者の支援処置

全国に渡る洪水による影響を受けた奨励事業者を支援するため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 28 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り、洪水による影響を受けた奨励事業者の支援処置を發布する。

1. 洪水により損害を受けた機械に代わる機械の輸入関税を免除する。その基準および条件は以下の通りとする。

1.1 輸入を申請する機械は損害を受けた機械に代わるものであり、その輸入を一回のみ許可する。

1.2 保険会社の損害査定書類およびその写真あるいは事務局が認めるその他の書類など機械の損害査定の証拠を提出しなければならない。

1.3 外国から中古機械を輸入する場合、2003 年 1 月 30 日付け投資委員会事務局布告第 Por.2/2546 号件名：奨励プロジェクトに使用される中古機械輸入の許可審査基準に従うものとする。

1.4 機械の輸入は 2011 年 12 月 31 日までに申請すること。

(1) 既存の奨励プロジェクトで機械の輸入期間がまだ終了していない場合、既存の輸入期間内に代わる機械を輸入するものであるが、適切に応じて代わる機械の輸入期間延長を事務局が許可してもよい。

(2) 既存の奨励プロジェクトで機械の輸入期間がすでに終了した場合、申請日より認可日から 2 年間まで機械の輸入期間とする。

2. 本処置に基づく洪水による損害を受けた機械に代わる機械の免税輸入許可を検討する権限を投資委員会事務局に委ねる。

2010 年 11 月 24 日から適用する。

布告日 2011 年 1 月 17 日

アピシット・ウェーチャーチャーワ  
首相  
投資委員会委員長